

原子力被災12市町村における農業者に対する、ECを活用した販路確保・拡大支援事業に係る
業務運営支援および販促物デザイン支援についての募集要項

2025年3月17日
公益社団法人
福島相双復興推進機構
営農再開グループ

公益社団法人福島相双復興推進機構（以下、「当機構」という。）では、福島原子力発電所事故により被災された農業者に対する、ECを活用した販路確保・拡大支援事業に係る業務運営支援および販促物デザイン支援を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

なお、本支援業務は、「福島県農林水産物等販路タイアップ事業実施要領」に基づく支援業務であることから、福島県から交付決定（2025年4月末頃を予定）されない場合は、本支援業務を中止または支援業務の内容を変更することがあります。

1. 事業の目的（概要）

当機構が、被災12市町村※1で営農を再開した農業者に対して実施する、農産物の販路の確保・拡大の支援に関して、専門的知見に基づく助言・作業を行うことを通じ、地域農業の復興に資することを目指すものである。

※1 被災12市町村：田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

※2 被災12市町村で営農を再開した農業者等：被災12市町村において営農中の方（個人農家・農業法人・生産組合等）、今後営農再開する方、新たに営農を始める方

2. 事業内容

（1）件名

原子力被災12市町村における農業者に対する、ECを活用した販路確保・拡大支援事業に係る業務運営支援および販促物デザイン支援

（2）業務内容等

当機構営農再開グループが実施する以下の①～⑤に関する助言・作業を実施する。

①ECプラットフォームの提案

メルカリShops、食べチョク、ポケットマルシェ等のECプラットフォームを活用してEC販売を希望する農業者に対し、農業者個々の状況を踏まえ最適なECプラットフォームの提案を行う

②集客施策・販売促進等の提案と支援

上記ECプラットフォーム、あるいは農業者自身の開設済みECサイトを活用してEC販売を行う農業者に対し、EC販売のターゲット像を明確にして集客を行う施策（SEO対策やSNSによる情報発信）や販売促進等の企画を提案し支援を行う

また、商品ページの提案・更新、それに伴うECプラットフォームで提供されている入力箇所の文章作成、掲載する写真撮影、動画撮影、必要に応じてレシピ開発・料理撮影等を行う

③ECプラットフォームにおける出店から出荷までの一連の工程の支援

EC販売が未経験若しくは不慣れな農業者等に対しては、オンラインだけではなく直接農業者の元に出向き、上記ECプラットフォームへの出店から商品出品、受注、出荷までの一連の工程の支援を行う

④EC開設後の売上拡大に向けた分析

EC開設後の売上を伸ばすために、ツール分析によりショッピング行動レポートを作成し、ボトルネック（ECサイトに流入してきたユーザーがどこで離脱しているか）を把握する。

その分析結果を踏まえ、購入完了までの流れを改善するため、ECサイトの構成を見直す。

⑤販路確保・拡大支援に使用する販促物のデザイン支援

自社HPやECサイトへ添付するほか、直売所や道の駅等での販路確保・拡大にも活用できるよう、パンフレットやPOP、ミニのぼり旗等の販促物のデザインを行う。

販促物は、当機構が農業者から要請を受けた場合に行うものとするが、⑤の支援対象者は、①～④の支援を受けた農業者とは限らない。本委託ではデザインのみ行い、データファイルで当機構に納品し、印刷等は当機構にて実施するものとする。

(3) 業務期間

2025年4月下旬（契約締結日）～ 2026年2月20日（金）

(4) 納入場所

福島県福島市栄町6番6号 福島セントランドビル4F
公益社団法人福島相双復興推進機構 営農再開グループ 販路・六次化支援課

3. 応募資格

本事業の応募者は、次の要件を満たす法人とする。

- ① 日本に拠点を有していること。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑤ 当機構からの指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥ 過去3年以内に情報管理の不備を理由に当機構との契約を解除されている者ではないこと。

なお、コンソーシアム形式による申請も認めるが、その場合は幹事法人を決めるとともに、幹事法人が企画提案書を提出すること。（ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできない。）

4. 応募をする上での心構え

- (1) 申請者は、応募にあたり、当機構が支援する農業者が福島原子力発電所事故による被災地域で営農する農業者であることを認識するとともに、本件を受託した際には、農業者が被災地域で御苦労された状況を十分に理解した上で支援を進めなければならない。
- (2) 申請者は、本件が、営農再開、農地の貸借等、農業者が抱える課題解決を支援する公益活動を支援するものであるという自覚を十分認識した上で支援を進めなければならない。
- (3) 申請者は、本件を受託した際には、本件を行う従事者に対し、本項(1)(2)について周知徹底させなければならない。

5. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日 : 2025年3月17日（月）

提案書・見積書の締切日 : 2025年4月17日（木）12時必着

(2) 質問期限及び回答方法

質問期限 : 2025年3月24日（月）17時迄（必着）

下記9. 記載のE-mailアドレス（様式任意）へ質問すること。

回答掲載予定日 : 2025年3月28日（金）以降

当機構ホームページ（<https://www.fsrt.jp/procurement>）に回答を掲載する。

(3) 参加表明

参加表明期限 : 2025年4月2日（水）17時迄（必着）

参加表明は、下記9. 記載E-mailアドレスに回答すること。

参加表明がない申請者からの応募は受け付けない。

(4) 応募書類

① 以下の書類を(5)により提出すること。

- ・ 申請書（様式1）
- ・ 見積書（書式任意）
- ・ 提案書（書式任意）
- ・ 実施体制（書式任意）
- ・ 会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）

- ・直近の財務諸表
- ・業務委託契約書（案） ※代案がある場合

② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しない。
なお、応募書類は返却しない。

③ 応募書類等の作成費は経費に含まれない。

(5) 応募書類の提出先

応募書類はメールにより9. 記載のE-mailアドレスに提出すること。

※資料に不備がある場合は、審査対象とならないので、記入要領等を熟読の上、注意して記入すること。

※一度に受信できるファイルサイズは10MBが上限となるため、10MBを超える場合は複数回に分けて送信すること。

(6) 秘密保持

契約書案記載の「秘密保持」については、契約成立のいかんに関わらず、応募者および当機構双方の遵守事項とする。

業務委託仕様書、業務委託契約書（案）ならびにその他の添付書類、および応募者・当機構間で行われた情報提供による秘密情報（個人情報を含む。）についても同様の扱いとする。

6. 審査について

(1) 決定方法

応募者の価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

(2) 審査方法

審査にあたっては、審査委員会等により審査を行い決定する。なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを行う。

(3) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行う。

- ① 3. の応募資格を満たしているか。
- ② 「評価項目一覧」に記載する「評価基準」に基づき審査・評価する。

(4) 採択事業者の決定及び通知について

採択事業者とされた応募者については、当機構のホームページで公表するとともに、当該応募者に対しその旨を通知する。

7. 契約について

本公告に示した参加資格のない者による応募および応募に関する条件に違反した応募は無効とする。

委託候補先とされた応募者について、当機構との間で委託契約を締結する。

なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、当機構との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性がある。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となる。

業務委託契約書（案）に対する代案（修正要望）がある場合は、提案書および見積書の提出にあわせて、当該代案を提出すること。この場合、添付の業務委託契約書（案）を基にWordの校閲機能等を使用し、修正箇所が明確に判断できるよう作成のうえ提出すること。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合がある。

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがあるが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守を依頼することがある。

8. 提案書・見積書に記載すべき事項

(1) 提案書

- ① 事業の目的、内容、および実施方法
- ② 事業実施計画
- ③ 事業実施体制

※詳細については「評価項目一覧」を参照すること。なお、当該「評価項目一覧（評価の観点）」の

各項目に対して、提案書から内容が読み取れない項目の評価は0点とするので、明確に記載すること。

(2) 見積書

- ① (様式2) 見積書様式を参考に次の項目を明記すること。

作業項目

工数

費用

事業費

再委託(外注費)

一般管理費

- ② 業務実施のために交通費、出張費(宿泊費・日当)、調査費(資料購入・外部リサーチ機関利用)(以下、総称して「経費等」という。)が必要となれば見積書に含めること。
- ③ 再委託する場合には、提案書にその範囲(再委託先の名称・経歴、業務内容等)を明確に記載すること。
- ④ 一般管理費率は、原則として再委託費(外注費)を除く費用の10%以内とし、10%を超える場合は、その理由(根拠)等を記載すること。

9. 問い合わせ先

〒960-8031 福島県福島市栄町6番6号 福島セントランドビル4F

公益社団法人 福島相双復興推進機構

総務調整グループ業務調整部契約管理課

担当 : 高橋、加納

E-mail : kikou-koubo_r5-4@fsr.or.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

以上

(様式 1)

受付番号
※記載不要

公益社団法人福島相双復興推進機構 あて

「原子力被災 12 市町村における農業者に対する、ＥＣを活用した販路確保・拡大支援事業に係る
業務運営支援および販促物デザイン支援」申請書

応募者	企業・団体名	
	代表者役職・氏名	
	所在地	
連絡担当窓口	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名）	
	役職	
	電話番号 （代表・直通）	
	E-mail	